

5分でわかる自動車事故事例 No.3

軽自動車と原付二種の左折時の巻き込み事故

左折時に歩道を横切の際、一時不停止は道路交通法違反です！

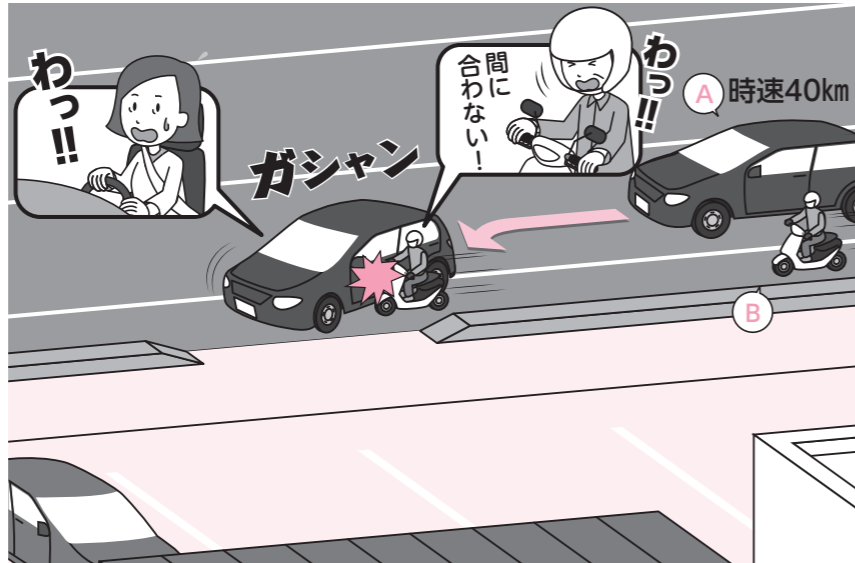
事例プロフィール

事故類型：左折時

Aさん
軽自動車
20歳代女性



Bさん
原付二種
40歳代男性



事故の概要

Aさんの状況

Aさんは、往復2車線道路を時速40kmで走行。後方にはBさんが車線左側を追従するように走行していました。Aさんは、道路の左側にある店に入ろうと減速し、ウィンカーを出すと同時に後方の安全確認もそこそこに、左折を開始しました。

その直後にドンという音と衝撃があり、Bさんのバイクと衝突したことに気づきました。

Bさんの状況

Bさんは、Aさんのすぐ後方左側を走行していましたが、突然Aさんの車両が進路をふさぐように左折してきたので急ブレーキをかけたのですが、間に合わず衝突してしまいました。

この事故でBさんは肋骨を折り、全治2ヶ月の重傷を負ってしまいました。

道路交通法第17条第2項

駐車場など道路に面した場所に入り出すために、歩道や路側帯を横切の場合は、それらの直前で一時停止し歩行者の通行を妨げてはなりません。

公益財団法人 交通事故総合分析センターの資料をもとに、ユニバーサルリスクソリューション(株)が作成

5分でわかる自動車事故事例 No.4

普通乗用車同士の見通しの良い交差点での出会い頭事故

「止まれ」指定場所での一時停止、皆さん必ずやっていませんか？

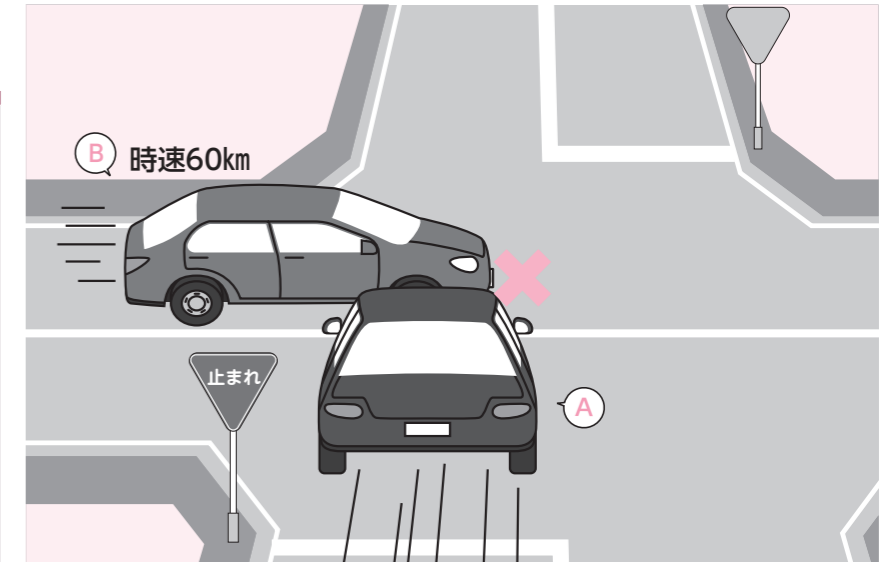
事例プロフィール

事故類型：出会い頭

Aさん
普通乗用車
30歳代女性



Bさん
普通乗用車
20歳代女性



事故の概要

Aさんの状況

見通しの良い田園地帯の1車線道路を直進していたAさんは、前方に一時停止規制のある交差点と交差点左方から走行してくるBさんの車両を発見しました。

軽くブレーキを踏み減速しましたが、自車が先に交差点を通過できると判断し、加速して交差点内に進入し、Bさんと衝突してしまいました。

Bさんの状況

Bさんは、往復2車線の直線道路を時速60kmで走行中、交差点右方から走行してくるAさんの車両を発見しました。

アクセルから足を外して左寄りに進路を取りながら進んだところ、交差点前で一時停止せずに走行してくるAさんの車両に危険を感じたものの、何の回避措置も取らずに衝突してしまいました。

事故から学ぶ

Aさんの注意点

Aさんは自車の道路側に一時停止規制(止まれ)があることを知っていたのですから、交差点手前で一時停止するべきでした。また、Bさんの車両を発見した時点で「停止して通過を待とう」と、なおさら判断すべきでした。

Bさんの「自分を守るための注意点」

BさんはAさんを見つけた時点で、相手が停止しないことを予測してブレーキを踏み、十分に減速していれば衝突は避けられたでしょう。

〈補足〉

交通ルール(一時停止)を順守することはもちろんですが、少しでも危険を予測したら、他車の動向に十分注意し、時には相手に道を譲るくらいの余裕を持った運転を心がけましょう。

公益財団法人 交通事故総合分析センターの資料をもとに、ユニバーサルリスクソリューション(株)が作成